

マイナンバーカードの紛失と再交付

・マイナンバーを紛失したとき

マイナンバーカードを紛失した場合は、カードの悪用を防ぐため、下記のコールセンターに連絡し、運用の一時停止を行ってください。

その後、最寄の警察署へ「遺失届」をご提出ください。カードの再発行手続きの際に、遺失届受理番号が必要となります。

・コールセンター（一時停止手続は、24時間365日受付）

1. マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178（無料）
2. 個人番号カードコールセンター（ナビダイヤル）：0570-783-578（有料）

【対応時間】 平日 午前9時30分～午後10時00分

土日祝 午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）

・一時停止後、カードを発見した場合

一時停止後、紛失したマイナンバーカードを発見した場合は、町民生活課戸籍担当窓口で一時停止解除の手続きを行ってください。（解除を行うまではマイナンバーカードや電子証明証は利用できません。）

1. 発見したマイナンバーカード
2. 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） ご持参ください

・一時停止後、カードが見つからない場合

一時停止後、マイナンバーカードが見つからない場合は、町民生活課戸籍担当窓口でマイナンバーカードの紛失・廃止届を提出してください。

※本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） ご持参ください

・マイナンバーカードの再交付

マイナンバーカードの紛失や破損、消失等により使用できなくなった場合は、再交付申請をする事が出来ます。（有料）ただし、カードの発行までには数週間かかります。

また、再交付手続の前に警察署で遺失物届の手続きを行い、その際に発行される受理番号の控えが必要となります。

再交付手数料 （1）カード交付手数料 800円

（2）電子証明書手数料 200円